市立プールの一般開放

担当　スポーツ課　☎046(252)8162　FAX046(255)3550

体力向上と健康増進を目的として、市立プールを一般開放します。

詳しくは、市役所2階スポーツ課などで配布する「プール利用案内」をご覧になるか、担当へお問い合わせください。

○**とき**　7月20日（金）～8月31日（金）▽午前の部＝午前9時～11時50分▽午後の部＝午後1時～3時50分▽夕方の部（④⑤⑥⑩⑫を除く）＝午後4時30分～5時50分

○**開場日**　①～⑥火曜・木曜・土曜日、⑦～⑫日曜・月曜・水曜・金曜日（⑦は8月5日（日）を除く）

○**費用**　▽小学生未満＝無料▽小・中学生＝100円（プール利用証をお持ちの方は免除）▽15歳以上＝210円

※プール利用証の交付を希望する市外小・中学校に在学する市内在住者は、身分証明書を担当へ持参してください。

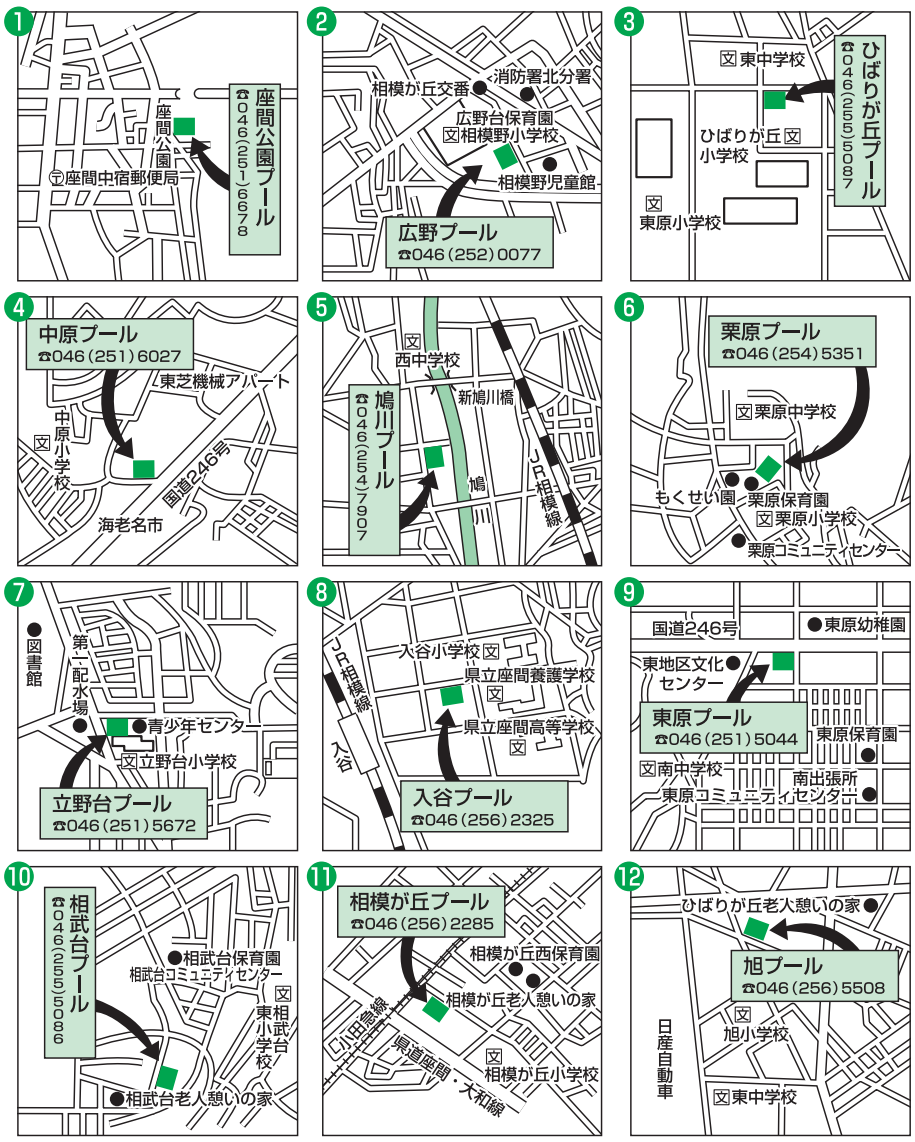

市立プール監視員募集

7～9月に勤務する市立プール監視員を募集します。

詳しくは、担当へお問い合わせください。

○**対　象**　7月1日現在、満18歳以上の方

要支援者などへの家事援助サービス

担当　介護保険課　☎046(252)7084　FAX046(252)8238

介護サービスの選択肢拡充のため、7月1日（日）から、要支援認定者など介護が必要で比較的軽度な方の家事を援助する「訪問型生活援助サービス」を開始します（受け付けは6月18日（月）から）。詳しくは、地域包括支援センター、ケアマネジャーまたは担当へお問い合わせください。

○**内　容**　掃除、洗濯、料理の支援、買い物の代行他（身体介護を除く）

○**対　象**　①要支援1の方、基本チェックリストで対象となった方②要支援2の方

○**利用回数**　他の訪問型サービスと合算して週①2回②3回まで

○**利用料**　▽45～60分＝200円▽75～90分＝250円▽105～120分＝350円（二人以上の世帯のみ）

シニアの健康状態チェック フレイルチェック2日間コース

担当　介護保険課　☎046(252)7084　FAX046(252)8238

歳を重ねると筋力、認知機能など心身の活力が低下したフレイル（虚弱）状態になりやすく、多くの方は同状態を経て要介護状態に至ります。

同状態を早期に発見するため東京大学が開発したプログラム「フレイルチェック」を実施します。素足で行う測定があるため、膝下を露出させやすい服装でご参加ください。

○**とき**　7月5日（木）・17日（火）午後1時30分～4時（全2回）

○**ところ**　サニープレイス座間3階　多目的室

○**対　象**　おおむね65歳以上の方

○**定　員**　20人（多数抽選）

○**参加費**　無料

○**申込方法**　6月25日（月）までに電話、ファクスまたは直接担当へ

家具転倒防止板の設置

担当　福祉長寿課　☎046(252)7127　FAX046(255)3550

地震などで倒れた家具の下敷きになることを防ぐ「家具転倒防止板」の設置が困難な世帯へ設置工事を行います（一世帯1度、4台まで。背面が壁に接していない家具は設置不可）。

8・9月設置希望の方は7月6日（金）まで、10・11月設置希望の方は8月15日（水）～9月7日（金）にお申し込みください。

○**対　象**　65歳以上の方だけの世帯、身体障害者手帳1・2級の方だけの世帯など

○**費　用**　1,706円（取付作業費）および家具転倒防止板等購入費（家具1台900円程度）

※市民税非課税世帯は取付作業費を免除します。

○**申込方法**　市役所2階福祉長寿課で配布する申請書に必要事項を明記し、直接担当へ

温水プール利用料金助成

担当　福祉長寿課　☎046(252)7127　FAX046(255)3550

高齢者の介護予防と健康増進を目的として、高座施設組合屋内温水プール利用料金を助成します。

○**対　象**　65歳以上の市内在住者

○**助成額**　200円

○**申込方法**　高座施設組合屋内温水プールへ身分証明書を持参

ごみ分別アプリ さんあ～る

担当　資源対策課　☎046(252)7985　FAX046(252)7616

スマートフォンなどを利用して、ごみの排出日の通知を受けたり、分別方法を確認したりできるアプリケーションを公開しています（英語対応）。

○**内　容**　ごみ出し日通知、分別収集カレンダー、分け方・出し方品目リスト、よくある質問他

○**利用方法**　App StoreまたはGoogle Playから「ごみ分別アプリ『さんあ～る』」をダウンロード（利用料無料、通信料利用者負担）

長期優良住宅に対する固定資産税（家屋）の減額

長期優良住宅について県の認定を受け、平成32年3月31日までに新築した家屋の固定資産税を減額します。詳しくは、担当へお問い合わせください。

○**対　象**　▽専用住宅＝50平方メートル以上（一戸建て以外の貸家住宅は40平方メートル以上）280平方メートル以下▽併用住宅（居住部分が2分の1以上）＝居住部分の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

○**減　額**　税額の2分の1（上限120平方メートル分）

○**期　間**　▽一般住宅＝新築後5年度分▽3階建て以上の中高層・準耐火建物＝新築後7年度分

○**申請方法**　市役所2階固定資産税課で配布する申告書、認定通知書（写し）を新築した翌年の1月31日までに直接担当へ

担当　固定資産税課　☎046(252)8047　FAX046(255)3550